

## 利用規約

Blue Bird Thyme FIT（以下、本クラブといたします）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はBBTFIT（Blue Bird Thyme FIT）が行います。

### 第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適當と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求ることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

### 第4条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

### 第5条

- 1.当社は、会員に対し入館用 QR コード（入館用のセキュリティキー又はその他の認証手段）を交付します。
- 2.会員は本サービスの利用にあたり、入館用 QR コードを提示しなければなりません。
- 3.入館用 QR コードは、会員本人のみが使用するものとします。他者に譲渡、貸与してはならないものとします。万一、入館用 QR コードを貸与した場合（デバイスを貸与することにより他の者に入館用 QR コードを使用させる場合のほか、スクリーンショットの共有等に

より他の者に入館用 QR コードを使用させることを含む。)、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第6条

パーソナルトレーニングご利用者様は、以下の内容を遵守しなければならないものとします。

1. パーソナルトレーニングは事前予約制とします。
2. 予約方法は当ジム指定のシステムを使用します。
3. キャンセルは前日 21 時までに行うものとし、その後のキャンセルについては正当な理由がない場合に限り消化するものとします。
4. 回数券には有効期限があります。
5. 有効期限を過ぎた回数券は失効し、返金は行わないものとします。

## 第7条

会員またはビジターは、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければならないものとします。

1. クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、運営側の説明ならびに指示に従わなければならないものとします。
2. 当クラブの利用時は、ドレスコードとして、以下の服装は禁止とするものとします。
  - ①施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチもしくはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品等を含むが、これらに限られない。）
  - ②伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品（例えば、サンダル、草履、長靴等を含むが、これらに限られない。）
  - ③会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品。
  - ④上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好。
  - ⑤ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングに大きくふさわしくない履物。
  - ⑥その他、各クラブまたは運営会社がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品。
3. 施設内において、以下の行為は禁止するものとします。

なお、クラブの施設外であっても、他の会員、ビジター、スタッフ、または施設の運営に影響する行為は、同様に禁止される。

  - ①施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動。
  - ②刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持

ち込み。

- ③ 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
- ④ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
- ⑤ 本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること。
- ⑥ タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
- ⑦ 大声、奇声を発する行為や他の会員もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- ⑧ 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員や当社のスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- ⑨ クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- ⑩ 他の会員、ビジター、施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- ⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- ⑫ 酒気を帯びての入館。
- ⑬ 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用するクラブの運営会社が承諾した補助犬は除く。
- ⑭ 私物のトレーニング器具を持ち込むこと。
- ⑮ 他の会員の諸施設利用を妨げる行為。
- ⑯ クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

## 第8条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたととき。

## 第9条

会員またはビジターは、以下の内容を遵守しなければならないものとします。

1. 会員は、本クラブの定める会員費、回数券、オプション費等を所定の方法で支払わなければなりません。
2. 会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)
3. 利用者が支払った料金は、本店が別途定める返金条件に該当する場合を除き、原則として返金しないものとします。
4. 前項の返金条件、返金方法および返金額については、本店が定める規定に従うものとします。

## 第10条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

## 第11条

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第12条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第13条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。

2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

#### 第 14 条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

#### 第 15 条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

#### 第 16 条

本規約は 2026 年 3 月 1 日より施行します。